

令和4年度 第1回中河内地域水防災連絡協議会 議事要旨

【議案事項】

1. 書面開催について

新型コロナウイルス感染症への対応により、協議会構成員が一同に会しての会議開催は困難であることから、「資料1」の通り書面開催の同意を求めます。

2. 中河内地域水防災連絡協議会規約の改正（案）について

組織改編、事務分掌の変更による協議会、行政WGの構成員名の修正について、「資料2」の通り行いたいので、ご承認をお願いします。

【報告事項】

3. 令和4年度大阪府水防計画の改定概要について（資料3参照）

令和4年度大阪府水防計画の改定の概要に関する資料です。確認をお願いします。

4. 河川管理施設の整備等（令和4年度）について（資料4参照）

大阪府八尾土木事務所および大阪府寝屋川水系改修工営所で予定している今年度の整備箇所、また寝屋川南部地下河川と下水道増補幹線の整備状況を取りまとめましたので確認をお願いします。

5. 適切な河道管理について（資料5参照）

河道内の堆積土砂撤去については、昨年度までの3カ年緊急対策を活用して集中的に対策を進めてきました。今後の5カ年についても、社会的影響度の高い箇所、河積阻害率の高い箇所から計画的に進めていきます。また、河道の調査結果をとりまとめた河川特性図を大阪府河川室河川環境課のホームページ（※）に掲載しているので、確認をお願いします。

※ <https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kadoukanri/index.html>

6. 流域治水の推進について（資料6参照）

令和3年度末に策定した「流域治水プロジェクト」について、令和4年度は以下の3つを柱として取組を推進します。

- (1) プロジェクトのマネジメント：計画的かつ着実に進めるため、毎年の進捗管理方法を確立する。
- (2) プロジェクトの充実強化：多段階の洪水リスク情報や河川整備後の残余リスクを共有し、課題抽出や治水対策の具体的な検討を行う。
- (3) 流域治水関連法による取り組み強化：流域治水関連法に基づき、要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練実施の促進、洪水浸水想定区域の指定拡大、特定都市河川の指定に係る検討を実施する。

7. おおさかタイムライン防災プロジェクトについて（資料7参照）

市町村タイムラインについて、策定中又は未策定の市町村におかれては、引き続き策定に向け取組をお願いします。また、策定済の市町村におかれては、運用のふりかえり、改善をお願いします。

コミュニティタイムラインについては、令和5年度末までに全市町村において少なくとも1地区のタイムライン作成を目指します。特に令和4年度は、土砂災害リスクのある全市町村において1地区以上で作成できるよう、各市町村において地区の選定をお願いします。

8. 要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について（資料8参照）

大阪府内の避難確保計画の作成状況（令和4年3月末）については、水防法（洪水）に基づく施設が97.5%、水防法（高潮）に基づく施設が100%、土砂法に基づく施設が91.2%でした。各市町村におかれては、引き続き計画未作成の施設や、今後新たに対象となる施設の計画作成促進のため、施設管理者等に周知・確認・支援をお願いします。さらに、計画に基づく訓練が適切に実施されるよう、施設管理者への依頼文書発出等による働きかけをお願いします。

9. 洪水浸水想定区域の指定拡大について（資料9）

令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が、住家等の防御対象があり、雨量、水位情報等が入手可能な全ての河川流域に拡大されました。大阪府では、全ての管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定を目指します。

【情報提供】

10. 水防災情報システムの再整備について（資料10）

現行の水防災情報システムについては、現在、システムの再整備を進めています。新システムの運用については、以下のスケジュールを予定しています。

- ▶ 令和4年 6月 水防活動に従事する行政等に向けた暫定運用
- ▶ 令和4年 12月 一般向けの試行運用開始（事前に府民向け広報、市町村や関係団体への説明会等を実施）
- ▶ 令和5年 4月 本格運用開始

※府民向けの広報にあたっては、改めて市町村にご協力をお願いさせていただきます。

11. 防災気象情報の改善策と取組について（大阪管区气象台）（資料11参照）

気象庁において令和3年度に実施した防災気象情報の改善の取り組みと令和4年度に実施する取組に関する資料です。

以上、ご一読いただきご不明な点や詳細の内容を知りたい等がございましたら、事務局にお問い合わせください。